

令和3年（行ウ）第66号 供託金返還等請求事件

原告 木原功仁哉

被告 国

準備書面（6）

令和4年5月20日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

（令和4年3月24日付け準備書面（3）の訴の追加的予備的変更についての訂正）

一 訂正後の表示

1 同書面の第一の「変更後の「請求の趣旨」の表示」を以下のとおり訂正する。

「一 1 主位的請求

被告は、原告に対し、金382万8930円及び内金300万円に対する令和3年10月19日から、内金82万8930円に対する本訴状送達日から1週間を経過した日から、それぞれ支払済みまで年3分の割合による金員を支払へ。

2 予備的請求

被告は、原告に対し、金382万8930円及びこれに対する大阪高等裁判所令和4年（行サ）第14号行政上告提起事件（上告人・原告、被上告人・兵庫県選挙管理委員会）及び同裁判所令和4年（行ノ）第13号行政上告受理申立て事件（申立人・原告、相手方・兵庫県選挙管理委員会）について最高裁判所が原告の請求を認容した判決の確定日の翌日から払済みまで年3分の割合による金員を支払へ。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに執行の宣言を求める。」

2 上記の訂正部分は、一2のうち、「判決確定日」とあるを「大阪高等裁判所令和4年（行サ）第14号行政上告提起事件（上告人・原告、被上告人・兵庫県選挙管理委員会）及び同裁判所令和4年（行ノ）第13号行政上告受理申立て事件（申立人・原告、相手方・兵庫県選挙管理委員会）について最高裁判所が原告の請求を認容した判決の確定日」とした点である。

二 訂正の理由

- 1 今回の追加的予備的変更は、令和3年10月31日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の兵庫県第1区における選挙の無効を求める原告の請求を棄却した判決に対して、原告が上告した大阪高等裁判所令和4年（行サ）第14号行政上告提起事件（上告人・原告、被上告人・兵庫県選挙管理委員会）及び原告が上告受理申立をした同裁判所令和4年（行ノ）第13号行政上告受理申立て事件（申立人・原告、相手方・兵庫県選挙管理委員会）について、最高裁判所が原告の請求を認容する判決が確定した場合についてのものである。
- 2 なお、最高裁判所の事件番号が未定であるので、大阪高等裁判所で付された事件番号を記載したものである。
- 3 これは、将来給付の予備的請求として、その請求並びに遅延損害金が発生する始期を同判決の確定日の翌日と特定したものである。